

生活福祉資金

福祉資金のしおり

福祉資金は、経済的な理由や障害などにより生活課題を抱えている世帯に対し、一時的な費用の貸付を行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援することを目的とする制度です。

制度の概要

○貸付対象となる「資金の用途」

福祉資金は、①生活上に解決が必要な課題があり、②その課題の解決のために一時的に費用が必要であって、③自らで工面できる費用では不足が生じ、④他からの借入れができない場合に、その不足する費用を貸し付けるものです。

<貸付対象となる「資金の用途」の例の（一部）>

- ・福祉用具などの購入
- ・資格や技能を修得するための学費
- ・住宅の補修、修繕
- ・障害者の社会参加のために必要な自動車の購入
- ・負傷または疾病の療養
- ・住居の引っ越し
- ・災害を受けたことにより臨時的に必要となる経費

○貸付限度額

○貸付期間

○償還期間

上記に例示したような「資金の用途」ごとに貸付できる金額や、貸付する期間または償還する期間が定められています。

詳細は、本しおり内の説明をご確認ください。

○貸付手続き

貸付を受けるためには、貸付対象となる世帯であるか、必要な費用がいくらであるかがわかる書類を提出していただく必要があります。

～生活福祉資金をご利用になる前に～

生活福祉資金貸付制度は、住み慣れた場所での生活を支援する制度ですが、貸付という性格上、負債として将来に負担を残すことになりかねません。

このため、貸付額は必要最低限に限らせていただくとともに、借入の相談時から償還完了に至るまでの間、「社会福祉協議会」と「民生委員」がその世帯にかかわります。

また、金銭的な必要性だけでなく、日常生活への支援などについても考慮しながら貸付の可否を審査するため、借入申込から貸付決定までには、1か月以上の期間を要することがあります。

これらを十分にご理解いただいた上で、資金のご利用を検討してください。

貸付の対象となる世帯

- (1) 静岡県内に居住している世帯（生業費の場合は6ヶ月以上同一の居住地で生活していること）
- (2) 次の要件のいずれかに該当する世帯
 - 低所得世帯（生活保護基準の1.7倍以下の所得の世帯）
 - 障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方が属する世帯で真に資金の捻出が困難な世帯）
 - 高齢者世帯（日常生活上、療養または介護を必要とする65歳以上の高齢者が属する世帯で真に資金の捻出が困難な世帯）

借受人と連帯借受人

- (1) 貸付を受ける借受人（借入申込者）は、次の要件に該当する者です。
 - 20歳以上 ただし65歳以上の場合は、条件を付しています。
 - 原則世帯主で、その貸付によって得られる支援を主に受ける者
 - 就労などにより、償還可能な収入が見込める者（生計中心者）
- (2) 借入申込者が上記の要件に該当しない場合、借入申込者に加えて、これらの要件に該当する連帯借受人が必要となります。

連帯保証人・貸付利率

- (1) 原則1名の連帯保証人(次の要件に該当する者)が必要です。
- 借受人と別世帯で、原則、静岡県に居住している者
 - 住民税が課税されており、借入申込総額以上の年間所得がある者
 - 年齢が65歳未満で、かつ償還完了日に75歳未満の者
- (2) 連帯保証人を立てる場合は無利子です。連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後、年1.5%の貸付利率となります。

貸付対象となる資金の用途と貸付限度額等

資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間 (目安)
生業を営むために必要な経費※1	460万円以内	6ヶ月以内	20年以内
資格や技能を修得するための学費など※2	技能を習得する期間が 6ヶ月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		8年以内
住宅の増改築、補修など	250万円以内		7年以内
福祉用具等の購入	170万円以内		8年以内
障害者の社会参加のために必要な自動車の購入	250万円以内		8年以内
中国残留邦人等の国民年金保険料の追納	513.6万円以内		10年以内
負傷又は疾病の療養 ※2 ※3	170万円以内		5年以内
介護・障害者サービス等の利用 ※2※3	170万円以内		5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内		7年以内
冠婚葬祭経費	50万円以内		3年以内
住居の移転など	50万円以内		3年以内
就職、技能修得支度必要経費	50万円以内		3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内		3年以内

※1 生業費の新規事業の場合は総事業費に対して2割以上自己資金を所有していること。

※2 貸付する事由により、貸付額を月額で計算する場合があります。

※3 特別な事情により療養または利用期間が1年～1年6ヶ月以内の場合、貸付限度額は230万円

- (1) 生業のために必要な物品の購入などの場合、順調に展開されている事業への一時的な資金需要や、確実な収益が客観的に見込まれる開業等への資金が貸付対象経費となります。
なお、運転資金や人件費は貸付対象経費となりません。
- (2) 資格や技能を修得するための費用の場合、資格等の取得後に就労することが見込まれることが条件です。(既に内定をもらっている等)
- (3) 障害者の社会参加のために必要な自動車の購入の場合、ガソリン車で排気量 2,000 cc以内、ディーゼル車の場合、排気量 2,500 cc以内で 250 万円までの車両が貸付対象となります。なお、付属品は必要最低限のものとしします。
- (4) 負傷または疾病の療養の場合、医師による「診断書兼医療費概算書」の提出が必要となります。療養期間が 1 年半以上の慢性的な疾患等の療養にかかる費用は貸付対象となりません。
- (5) その他日常生活上一時的に必要な経費とは、年金保険料の滞納分の追納や、冬季の暖房にかかる燃料費の一括購入費用、給湯設備等の修繕など日常生活上不可欠な設備の整備に係る費用等です。
- (6) これ以外にも貸付対象となる経費等には、それぞれ要件が定められています。このため、貸付対象として認められない場合があります。



貸付相談と申込み

- (1) 貸付相談や申し込みの窓口は、居住地の市町社会福祉協議会（市町社協）になります。
- (2) 借入申込から審査・貸付決定までの期間は資金の種類によって異なります。申請には余裕をもって、計画的に相談・申し込みを行ってください。
- (3) 生業費は、金融機関、商工会議所、日本政策金融公庫等での相談を先に行っていただきます。

貸付審査

- (1) 市町社協において書類等の確認後、静岡県社会福祉協議会（県社協）で申請を受理し、審査を行います。

— 次のような場合は、審査により貸付不承認となることがあります —

- 借入申込書に必要事項の記載が無い場合、または、記載事項について客観的な証明ができない場合
- 資金の使途が制度の趣旨や資金の目的と合致しない場合
- 各都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けた借入申込者・連帯借受人・連帯保証人で償還が完了していない場合
- 就労や負債の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合。または、その後の生活を圧迫する恐れがあると判断される場合
- 世帯員が自己破産手続き中もしくは弁護士等に債務整理を依頼中の場合
- 世帯に暴力団構成員または、その関係者がいる場合
- 県社協が行う審査にあたって、各種調査に応じていただけない場合
- 民生委員の援助を拒まれる場合

— 次のような経費は、貸付対象の経費とは認められません —

- 貸付金を交付する前に支払った経費（貸付決定後であっても、貸付金の送金前に支払った場合も含みます）
- 他で借入されている経費、または、既に借入が決定している経費

- (2) 審査において、借入申込者、連帯借受人、連帯保証人の勤務確認や意志確認等を行います。
- (3) 申請内容に虚偽や真実でない点があった場合は、今後本資金に関する一切の申し込みが不可能となり、法的措置をとる場合があります。

貸付の決定

- (1) 審査により貸付の必要性が認められた場合は、貸付を決定します。
ただし、資金の使途や償還能力等を勘案して、申込金額より減額して決定する場合があります。
- (2) 貸付決定（不承認）したときは、借入申込者に貸付決定（不承認）通知が送付されます。
なお、不承認となった場合、その理由は公表しません。
- (3) 貸付を決定した場合は、「借用書」により貸付契約を締結します。

資金の交付方法

- (1) 初回の送金は、本会が借用書及び契約時に必要な書類を受理後、原則3日以内に送金します。
- (2) 送金先は、本人名義の口座となります。
- (3) 送金前には、在学や療養等の状況確認を行います。定められた期日までに状況確認が行えなかった場合には送金を停止します。

届出義務について

- (1) 貸付（送金）を受け、ただちに領収書や車検証などにより、貸付金使用の事実について市町社協に報告してください。
- (2) 借受人、連帯借受人及び連帯保証人に以下のような事由が発生した場合は、市町社協まで速やかに連絡してください。なお、それらの事由を証明する書類の提出を求める場合があります。
 - (借受人・連帯借受人)
 - 住所、氏名を変更したとき
 - 状況に著しい変化（死亡、破産、長期療養、生活保護受給等）があったとき
 - 他の支援制度による給付・貸付の利用が決定したとき
 - (連帯保証人)
 - 住所、氏名を変更したとき
 - 状況に著しい変化（死亡、行方不明、失業、破産等）があったとき
- (3) 届出義務を怠った場合には、それ以降の送金を停止します。また、契約を終了し、一括償還を求める場合があります。

償還について

- (1) 償還は、口座振替の場合、据置期間後に毎月27日（土・日・祝日の場合は、翌営業日）に借受人の指定金融機関口座から「借用書」の約定により償還していただきます。
- (2) 計画どおりに償還されない方には、督促状を送付するとともに、法的措置をとる場合があります。
償還期日までに償還完了しなかった場合、残元金に対して年5%の延滞利子が加算されます。
- (3) 貸付金は、償還期限内であれば、いつでも繰上償還することができます。

その他

- (1) 生活保護を受給している世帯の場合は、あらかじめ福祉事務所のケースワーカーにご相談のうえ、市町社協にご相談ください。

借入申込みに必要な書類

- (1) 借入申込みにあたっては、以下の申請要件の事実を証明する書類が必要です。
- (2) 書類は「コピー可」とされているものを除き、原則として原本を提出してください。
- (3) 審査のため、書類の発行元に内容確認を行う場合があります。
- (4) 申込内容によっては、「借入申込みに必要な書類」以外の書類を求める場合があります。
- (5) 審査のために提出された書類は、貸付審査結果にかかわらず返却しません。

【本人確認及び世帯の収入状況の分かる書類】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 世帯全員分の住民票の写し（本籍地の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード（外国人は必須※住民票の写しに加えて世帯全員分）	原本
2	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書	原本
3	<input type="checkbox"/> 障害者手帳 ※該当者のみ	コピー
4	<input type="checkbox"/> 福祉事務所長の意見書 ※該当者のみ	原本
5	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書（収入のある者すべて） または 源泉徴収票（収入のある者すべて）	原本 コピー
上記書類が提出できない場合や、上記書類では世帯の収入状況を証明できないと考えられる場合（証明書の証明期間以降に就職した場合など）は、以下のような書類の提出で代えることができます。ただし、発行元の確認できるものでなければなりません。		
	<input type="checkbox"/> 給与明細 <input type="checkbox"/> 給与等の収入が振り込まれている通帳 <input type="checkbox"/> 給与額が記載された在籍証明書	コピー可

【借入必要な事由の事実が確認できる書類】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 在学証明書や合格通知書、受験票または検定料納付書の控え <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 医師による診断書（原則、本会指定様式） <input type="checkbox"/> 介護サービス計画書	コピー可

【借入費用の詳細が確認できる書類】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 請求書、見積書等	コピー可

【連帯保証人分】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書または源泉徴収票	原本 (源泉徴収票はコピー可)
2	<input type="checkbox"/> 住民票の写し	
3	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書	



○申込み・相談窓口

お住まいの市町社会福祉協議会へ

または、

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 生活支援部
 静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内
 TEL 054-254-5244